

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和4年6月20日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 甲斐 徳之助

5番 伊藤 裕一

6番 池辺 己実夫

7番 諸橋 太一郎

8番 市川 圭一

9番 長田 麻美

10番 山本 伸子

11番 守屋 常雄

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 子ども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

## 令和4年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和4年6月20日（月）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3. 議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6. 議案第27号 和解について
- 日程第 7. 議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8. 決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について
- 日程第 9. 意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について
- 日程第10. 意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の提出について
- 日程第11. 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について
- 日程第12. 意見書案第7号 高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第8号 保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について
- 日程第14. 議員提出議案第1号 牛久市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議員提出議案第2号 牛久市長の調査等の対象となる法人を定める条例について
- 日程第16. 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18. 閉会中の事務調査の件

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件が提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第22号ないし日程第7、議案第28号の7件、日程第8、決議案第3号の1件、日程第9、意見書案第4号ないし日程第13、意見書案第8号の5件を一括議題といたします。



議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第27号 和解について

議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について

意見書案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の提出について

意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

意見書案第7号 高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について

意見書案第8号 保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和4年6月20日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤 田 尚 美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第22号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
議案第23号	専決処分の承認を求めることについて	原案可決
決 議 案 第 3 号	ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について	原案可決
意 見 書 案 第 6 号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について	否 決

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和4年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第22号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、固定資産税の負担調整措置における特例措置の創設に対応するための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、令和2年度の税額を令和3年度も据え置く改正がなされたことによる影響、今回の負担調整措置が住宅地については除外されることにより土地家屋の所有者に

どのような影響があるか等について質疑がなされ、市執行部からは、税額据置措置により、令和3年度は固定資産税と都市計画税を合わせて約400万円の減収となった。当該措置は1年限りとしていたが、国が景気回復の万全を期すためとの理由から、今回の負担調整措置は商業地等の税額については半分となり、それに伴い市全域で固定資産税が53万円、都市計画税が11万円の減収となる。また、今回の改正による影響は僅かであることから、当初予算の見込みに変更はないものと考えているとの答弁がありました。

議案第23号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、都市計画税の負担調整措置における特例措置の創設に対応するための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、この負担調整措置により、市街化区域内の場所によっては税額が上がる場合もあるかとの質疑がなされ、市執行部からは、地目を宅地や雑種地に変更した場合は税額が上がることもある。また、牛久市内の地価はほぼ横ばいか下落傾向であるが、一部に地価が上昇している土地もあるなど、個別の要因により税額が上がる場合もあるとの答弁がありました。

決議案第3号は、ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議についてであります。

本件は、ウクライナからの避難民受入れの要請が国や県から寄せられた際にはすぐさま対応できるよう、市営住宅等住まいの提供、暮らしに必要な基本的なサービスや安定した暮らしに欠かせない行政サービスの提供、国際交流協会等との連携による言語支援など、受入れに向けたサポート体制の整備を牛久市に対して求めるものです。

意見書案第6号は、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてであります。

本件は、2017年7月7日、国連総会において122か国の賛成により核兵器禁止条約が採択され、批准国は61か国に達している一方で、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵略が国際社会の平和と安全を著しく脅かしているような状況において、日本政府に対し核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、戦争という軍事対軍事では解決できない世界、そして核兵器の使用を示唆する発言がされている状況の中では、唯一の被爆国である日本が話し合いでもって解決ができるよう、リーダーシップを発揮すべきとの趣旨である当該意見書案に賛成であるとの意見がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第22号、議案第23号及び決議案第3号は、全会一致によりいずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

した。

また、意見書案第6号は、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で藤田総務企画常任委員長からの報告は終わりました。

次に、長田教育文化常任委員長。

令和4年6月20日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 長 田 麻 美

#### 教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
意見書案 第5号	環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書	原案可決

〔教育文化常任委員長長田麻美議員登壇〕

○長田麻美 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和4年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月13日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第5号は、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB



B化のさらなる推進を求める意見書の提出についてであります。

本件は、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」を推進することが必要であり、特に多くの学校での実施が必要であることから、技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行うこと、特に大規模事業だけではなく部分的な省エネ改修事業について周知の徹底に取り組むこと、財政面に関しては、学校施設整備に対する事業予算額を増額することを求めるものです。

審査に当たり委員からは、ZEB化の新たな技術開発や周知について、現時点では何を指しているのかとの質疑がなされ、提案者からは、環境に対する取組は進んでいるが、さらに進めるべく国全体で取り組んでもらうために本意見書を国に提出することで、学校施設のZEB化を進めてほしいということの主眼としていると同時に、さらに環境教育にも考慮したZEB化を進めてほしいというもう一つの意味として捉えられているとの答弁がありました。

また、学校施設を教材として活用していくため事業を推進することは、子供たちにとって高い意識を持って成長していくために必要なことであるとの賛成討論がありました。

以上、1件であります。

付託されました意見書案第5号につきましては、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

また、公立幼稚園の統合についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを賛成多数により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、ご報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で長田教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、甲斐保健福祉常任委員長。

---

令和4年6月20日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲 斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議長

規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第24号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第25号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第4号	旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書について	可決
意見書案第7号	高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について	否決
意見書案第8号	保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について	可決

[保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇]

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和4年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第であります。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第24号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国民健康保険税のうち、基礎課税額を63万円から2万円引き上げて65万円とし、後期高齢者支援金分を19万円から1万円引き上げて20万円に変更し、介護納付金分については17万円に変更がなく、合計限度額は99万円から3万円引き上げて102万円とするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方の国民健康保険税の減免について、申請対象期間を1年延長するものであります。

審査に当たり委員からは、賦課限度額の引上げとなる所得、対象となる世帯数について質疑がなされ、市執行部からは、所得の課税限度額は、所得に対して一定の率を掛けて上限を超えた場合は足切りして約700万円くらいであり、対象となる世帯数は、試算で基礎課税分は83世帯であり、後期高齢者支援金分は232世帯であるとの答弁がありました。

次に、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績とその内訳、市民への周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度減免の実績については、減免の申請件数が30件、承認が27件、金額にして313万2,600円である。27件のうち全額免除は2件、一部免除は25件であり、市民への周知方法は、昨年度同様に納付書を送付する際に減免ができるという内容のお知らせ通知を同封する予定であるとの答弁がありました。

議案第25号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した65歳以上の方の介護保険料の減免について、申請対象期間を1年延長するものであります。

審査に当たり委員からは、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績について質疑がなされ、市執行部からは、減免の申請件数11件、減免の決定となったものが10件、金額にして22万300円である。10件のうち全額免除は7件、減額となったものは3件との答弁がありました。

意見書案第4号は、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出についてであります。

本件は、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟で、国に対し、国の責任を明確化し、上告を即時に取り下げ、一時金支給法の抜本的見直しを含め、被害者に誠意を持って謝罪し、損害賠償することを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、これは極めて重大な人権侵害であり、この意見書をぜひ牛久市議会として提出してほしいと思っているとの意見がありました。

意見書案第7号及び意見書案第8号につきまして、本委員会は審査の必要から意見書提出者の出席について諮り、出席を求め審議を行いました。

意見書案第7号は、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出についてであります。

本件は、不妊治療が保険適用となったことで支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討する。不妊治療分野におけるいわゆる混合診療を速やかに認めることを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、政府によって保険適用の範囲が拡大されたことの評価、またそれに対しどのような点がデメリットとして残っているのか、他の医療分野での混合診療について質疑がなされ、意見書提出者からは、保険適用に伴い不妊治療を望む方の自己負担が確実に減ったと考えている。また、妊娠が特に難しい人の治療効果を上げるには、保険の適用範囲を超えた治療が必要であり、混合診療が禁止されている現状、自由診療を選択すると全額自己負担となるのがデメリットであると考えている。混合診療については、患者の選択肢が広がるこ

と、保険適用に制限がある検査や処置が受けやすくなること、新しい医療技術や医薬品の開発が促進されることなど患者の望む混合診療を推進すべきであると考えているとの答弁がありました。

次に、委員からは、不妊治療にあつては、自己負担額が大きいことや年齢で諦めざるを得ない人が多くいることを聞いている。子供の問題で悩んでいる女性はたくさんいるので、悩んでいる女性の思いを少しでもかなえさせてもらいたいという思いで、この意見書には賛成であるとの意見がありました。

また、委員からは、まだ確定してない医療技術、薬品、その他についてエビデンスが不十分なものは保険適用外とされており、その効果も学会で一致しておらず、それらが外されているなど不明確なので、賛成しかねるという意見がありました。

さらに、委員からは、意見書案第7号は、継続審査とすべきとの意見がありました。

意見書案第8号は、保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出についてであります。

本件は、児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務づける。幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定し、シートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化することを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、児童生徒を送迎するバス等とはどういうものか、通園に限定しないことになると部活動の試合時の送迎も対象となるのか、路線バスを活用してスクールバスの代替として活用する提案もあり、路線バス等をスクールバスとして使うときに対象となるのか質疑がなされ、意見書提出者からは、部活動の試合時の送迎も含まれ、路線バスを活用してスクールバスの代替とする、様々なことを含んで記されているので御理解を賜りたいとの答弁がありました。

また、委員からは、家庭の子供たちはシートベルトを義務づけられているが、子供たちを乗せて走るバス等は安全装備が必要ないのは反対のことだと思う。事故が起きる前に安全装備の設置を義務化し防止すべきことは当たり前のことであり、賛成であるとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第24号、議案第25号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第4号、意見書案第8号は、賛成多数により可決すべきものと決し、意見書案第7号は、継続審査については、可否同数により委員長裁決の結果、否決され、原案に対しては賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で甲斐保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和4年6月20日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

#### 環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第27号	和解について	原案可決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和4年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月14日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第27号は、和解についてであります。

本件は、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に対し、平成24年3月31日までに牛久市が行った放射能に係る対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じていない7,739万2,772円の損害賠償に関

して、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解金250万円とする和解案に基づき、和解が成立する見込みとなったことから、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、本和解案で損害として認められなかった部分への対応について質疑がなされ、市執行部からは、和解案では、市が申し立てた内容が一定程度しんしゃくされているということと、和解により早期賠償が実現するということ、また、今回認められなかった部分についても別途損害賠償を請求する余地が残されていること等の理由により、この和解案を一旦受け入れ、認められなかった損害部分の賠償については、今後、稲敷地区6市町村放射能対策協議会においても検討していくとの答弁がありました。

また、委員からは、市の放射能対策に要した費用の総額について質疑がなされ、市執行部からは、平成23年度から令和2年度までの放射能対策経費の合計が4億5,587万8,929円であるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、本和解案で損害として認められなかった部分について、訴訟を提起する可能性について質疑がなされ、市執行部からは、訴訟を提起することも可能であると認識しているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第27号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会の閉会中の継続調査として、空き家対策についてを調査事項とすることの提案がありました。委員からは、現在の市の状況を踏まえ、先進事例等を参考に多様な視点から考えることが空き家対策の進展に必要であると考えことから、閉会中の継続調査を通じて議論を行うことは必要であるとの意見があり、全会一致により閉会中の継続調査をすることに決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で池辺環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

---

令和4年6月20日

牛久市議会議長 杉 森 弘 之 殿

予算常任委員会

委員長 黒 木 のぶ子

## 予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第26号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第28号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）	原案可決

〔予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇〕

#### ○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和4年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

以上、2件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月15日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、市民部所管について、委員からは、ふるさと応援寄附に伴うふるさと基金繰入金を増額補正について、寄附の申込みの時期、寄附金が振り込まれた時期、誰からの寄附であるかについて質疑がなされ、市執行部からは、令和4年1月26日に寄附の申込みがあり、同月28日に寄附金が振り込まれている。個人名ではなく、ある政党名により寄附がなされたとの答弁がありました。

さらに委員からは、参議院選挙が近く公示されるが、当該寄附が法的に問題はないかとの質疑がなされ、公職選挙法第199条の2の規定では公職の候補者等による寄附が禁止されているが、政党からの寄附であることから、この禁止事項に該当しないため、法律上認められる寄附として受領しているとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久シャトーワイン文化復活事業補助金の具体的な用途について質疑がなされ、市執行部からは、牛久シャトー株式会社においてワイン醸造用のタンクを2基増設す

る計画があり、それに係る費用に対する補助として検討しているとの答弁がありました。

そのほか委員からは、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への食料や日用品の支援実績と支援サービスの周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度は71世帯で215セット、令和4年度4月と5月では45世帯で159セットを提供している。周知方法については、牛久市在住の自宅療養者に対しては保健所から周知をお願いするとともに、市ホームページにおいても茨城県による自宅療養者向け配食サービスのほか、牛久市による食料や日用品の提供サービスがあることを掲載しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、新図書館システム構築業務及び賃貸借・保守業務の入札が不調になった理由について質疑がなされ、市執行部からは、6者で入札を行ったが、うち5者から入札前に辞退届が提出されたことにより、入札が成立しなくなったためとの答弁がありました。

また、委員から、辞退の理由について質疑がなされ、市執行部からは、1者はリース満了後の機器の撤去時における仕様書の内容について実施できないとの理由によるもの、ほか4者については自社都合とのことで明確な回答は得られていないとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について執行部からは、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金について、支給額は児童1人当たり5万円で、支給対象は独り親世帯は880人、その他世帯は895人を想定しているとの説明がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、付託されました案件は、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で黒木予算常任委員長の報告は終わりました。

以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 意見書案第4号、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書につきましては、本件が裁判で係争中の案件であることを踏まえ、意見書の提出は差し控えるべきであるとの判断か



ら、反対をいたします。

以上であります。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第6号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出について、賛成討論を行います。

核兵器禁止条約は、2021年1月22日に発効しました。初めての第1回締約国会議が、2022年6月21日から23日までオーストリアのウィーンで開かれます。残念ながら日本政府はオブザーバー参加もしない方針ですが、締約国会議の前に広島と長崎の被爆者が現地を訪れ、77年前に原爆が投下されたときの被爆体験などを語り、核廃絶を訴えています。

核兵器禁止条約は、第1条において、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵が禁止されているにとどまらず、移譲や受領、使用または使用の威嚇を禁止するなど、抜け穴を許さない内容となっています。また、この禁止項目を行うことを助けたり、加担したりすることも禁止をしています。日本政府が同条約を批准しない理由の一つとして挙げている核抑止力、つまり米国の核の力を借り、相手を威嚇し、安全保障を保つという立場も明確に禁止されています。

核保有国が批准しないために効果がないとする政府の言い分ですが、同条約は、核保有国に対しても、核兵器を廃棄する意志と計画を明確にすれば、核兵器を保有した状態であってもこの条約に参加できる手順を示すなど、決して核保有国を条約の枠から排除するのではなく、参加に向けたプロセスも明確に定めた内容となっています。条約の批准国は、6月13日、新たにグアテマラが批准書を国連事務総長に寄託し、62か国になりました。

また、日本の地方議会では、6月15日時点で、県市町村合計1,788自治体の36%の636自治体議会で、日本政府の核兵器禁止条約への署名・批准など、条約への参加を求める意見書が採択、可決されています。茨城県では、10市町の議会で採択、可決されています。土浦市議会、取手市議会、かすみがうら市議会、つくばみらい市議会、石岡市議会、守谷市議会、筑西市議会、常陸大宮市議会、大洗町議会、城里町議会、以上の10の議会です。

ところが、2月24日、ロシアがウクライナに対して国際法に違反する軍事侵略を行い、プーチン大統領は核兵器を運用する部隊に特別体制を取ることを命じた旨を発表し、国際社会に対してあからさまに核兵器使用を示唆する威嚇を行っています。そして、日本国内においては、一部の国会議員などから、ロシアによる軍事侵略を契機に、米国の核兵器を日本に常備する核共有論や、非核三原則の一つである「持ち込ませず」を緩和すべきだという見解が強く主張されています。しかし、そのような考え方は、日本も批准・加盟している核不拡散条約第2条が

禁止をしている核兵器の受領に該当するもので、許されません。また、非核三原則は一体のもので、今後も堅持されるべきもので、一つでも緩和されることは許されません。

万が一、核戦争が起これば、その被害は全人類に及び、壊滅的な非人道的な結末がもたらされることは明らかで、国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の使用のみならず、威嚇も国際人道法の原則にも違反していることを明らかにしています。核兵器禁止条約は、さらにそれを発展させ、いかなる場合にも核兵器の使用や使用すると威嚇を禁止、核兵器の全面的な廃絶を展望しています。核兵器使用の現実的なリスクが高まりつつある現在の状況であればこそ、全世界において核兵器禁止条約を普遍化しなければなりません。核兵器保有国も、同条約に署名・批准すべきです。とりわけ、日本は唯一の被爆国として、全世界の核兵器廃絶に向けてリーダーシップを発揮し、早期に核兵器禁止条約に署名・批准すべきです。

議員各位の御賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。8番市川圭一議員。

〔8番市川圭一議員登壇〕

○8番 市川圭一 議員 意見書案第4号について、まず旧優生保護法については、「多くの方が特定の疾病や障害を理由に生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられたことについて、心からおわびする気持ちに変わりはありません」と官房長官も述べており、私も何ら否定するものではありません。また、超党派の議員連盟において一時金支給法がとりなされ、平成31年4月に議員立法により全会一致で成立をしています。

ただ、除斥期間の法律上の解釈、適用に関して、旧優生保護法に関する事案にとどまらない法律上の重大な問題を含んでいるという観点から、慎重にならざるを得ないと考えます。

以上の点を踏まえ、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番伊藤裕一議員。

〔5番伊藤裕一議員登壇〕

○5番 伊藤裕一 議員 意見書案第7号、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

本意見書案は、先進的な不妊治療を特に必要とする高年齢の方など、保険適用となる治療のみでは難しい状況の不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するものであると考えます。不妊治療の保険適用に伴い、先進的な治療法の一部は先進医療に指定されており、混合診療同様に保険診療との併用が認められておりますが、そのような不妊治療の先進医療に対する助成制度を設ける自治体が相次いでいます。

自治体レベルで既に助成制度があることは、本意見書案の求める不妊治療が保険適用となっ

たことで、支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成が常識的な政策であることを示しており、国レベルにおいて同様の助成制度があれば、本市を含め全国で不妊治療を受ける方の希望となると考えるところです。また、不妊治療分野における混合診療を認めることと同様の効果をもたらす一部不妊治療の先進医療指定もまた、本意見書案がとっぴな要求をしているのではなく、現行の取組の延長線上にあることを示していると言えます。

混合診療は、規制改革の文脈で働いてきた政策であり、混合診療の導入により、米国のようにお金の有無によって治療内容に差がつくのでは、あるいは治療の安全性に対する懸念もあることと承知をしております。しかしながら、先進的な治療の部分のみ全額自己負担とすることで、むしろ経済的な負担は軽減され、幅広い方が不妊治療を受けることを可能にするものであり、本意見書案の文面からは、不妊治療に限って混合診療の解禁を求めるものであり、混合診療の原則禁止を崩すものではないと理解をしております。

さらに、不妊治療の先進医療の例から、どのような治療を混合診療の対象とするかについては、治療法の安全性や効果など、一定の技術的な判断の下、行われるものと思われることも考慮しますと、意見書案の2番目の項目についても、安全かつ効果的に経済的負担を少なく不妊治療を受けることに資するものであると考えます。

そして、本意見書案の審議過程では、内容の詳細について意見が出されたところでありますが、私は地方議会の国に対する意見書は、地域住民の願いを基に大枠を示した上、詳細については、国民的議論や専門家の意見、人材豊富な霞が関の行政組織に委ねるという考え方もあり得ると考えており、その点、本意見書は子を持ちたいという願いの実現に資する項目が簡潔明瞭に述べられており、その趣旨に賛同することから、私は本意見書案に賛成することを表明し、賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 意見書案第7号、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書案の反対討論を行います。

生殖医療をめぐるのは、医学的かつ倫理的問題で、国民的合意が形成されていない問題が多くあります。今回、健康保険適用となり、対象外の治療については、学会においても、その効果、安全性がまだ確定的でないものが多くあります。混合診療については、不妊治療だけではなくがんやその他の病気についても関わりが出てきて、保険制度全体を見直す、そういう必要にもつながってきます。

そういった点で、現在、保険適用の制度が始まったばかりで、今後の経過、実情、そして問題点などをよく見、検討すべきと考え、本意見書に反対いたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 意見書案第7号と第8号に対する反対討論を行います。

初めに、意見書案第7号、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出についてであります。

不妊治療の問題に関しては、令和2年第4回定例会において、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案が提出され、賛成多数で可決されました。その際、市民クラブは賛成した経緯もあります。不妊治療については、令和2年9月当時の菅内閣において不妊治療への保険適用を実現することが閣議決定され、長年にわたって議論されてきた不妊治療の保険適用が一気に具体化し、本年4月から実施されることになりました。

しかしながら、保険適用となった対象は、治療と疾病の関係が明らかなで、治療の有効性、安全性等が確立されているものとしており、原因が不明な不妊症に対して行われる体外受精や顕微授精等については保険適用の対象としておりません。これは、日本生殖医学会が、国内で行われている生殖補助医療及び一般不妊治療の各医療技術について、有効性等のエビデンスレベルの評価を行い、取りまとめた生殖医療ガイドライン等を踏まえたということです。

提出された意見書案は、これをさらに推し進めるものであり、医療制度にも大きく影響する混合治療を認める内容ともなっております。

そもそも不妊は疾病と言えるのかという議論は、国が保険適用として一部の生殖補助医療を認めた点において、社会的に一定のコンセンサスを得たものと考えます。しかしながら、生殖補助医療を考える上での問題点が、生命倫理の立場からは明確に指摘されております。

1つには、不妊に悩むカップルにとって、生殖補助医療を求める自由はどこまであるのかということです。代理母、精子・卵子の提供者、生まれてくる子供の権利など、まだまだ整理できていない課題が多々あります。

2つ目には、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点からの問題です。リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、性と生殖に関する健康と権利と訳され、女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康、生命の安全を権利として捉えるもので、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されております。

不妊治療におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツについては、1980年代後半、不妊治療を受けた女性たちの中から、治療における身体的苦痛及び精神的苦痛が告発され、妊娠や不妊、出産、生殖補助医療を使うか否か、女性の生涯にわたる健康という視点に立ち、周囲の

圧力によらず、自分たちで自分たちの生き方を決めることができるかどうかということであり  
ます。不妊治療の保険適用拡大が少子化対策とされたことから、この問題意識がより一層高ま  
ったと言えます。

そして、3つ目の問題には、生殖技術の進展に法律や倫理が追いついていないという現実が  
あります。生まれてくる子供の権利や福祉を何よりも優先して考えなければいけない現段階に  
おいては、まだまだ整備されていない問題が山積していると考えております。私たちは、子供  
を産んでも産まなくても差別されない社会、国家による人口政策へと結びつけさせない個人の  
権利が守られる社会について、改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

こうした点に鑑みて、本年4月から不妊治療における保険適用が拡大されたばかりの現在に  
おいては、私たちは、不妊治療、生殖補助医療の在り方を慎重に考えていかなければならぬ  
と考えます。よって、市民クラブは、本意見書の提出に反対するものであります。

次に、意見書案第8号、保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の  
提出についてであります。

本意見書案は、昨年7月の福岡県で発生した保育所の送迎バスに取り残された児童が死亡す  
るという痛ましい事案を発端にしたもので、送迎バス等の安全基準制定を求めるものでありま  
す。

福岡県で起きた事案は、不十分な管理体制が指摘されました。そこで、政府は同年8月、保  
育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底についてを、各  
都道府県、市町村等に対し、事務連絡を發しました。しかしながら、送迎車両の安全管理につ  
いては、国に統一基準がないことが新聞等でも指摘されております。本意見書案では、送迎バ  
ス等の安全管理について統一基準を作成することなどを求めており、私も市民クラブも本意見  
書の趣旨には賛同するものであります。

しかし、幼児専用車両とスクールバスでは、同一に論じられない点もあるものと考えます。  
各地の自治体では、送迎車両に係る安全管理ガイドラインを作成し、事業者に遵守を求めてい  
ます。また、学校の統廃合などにより、通学区域の拡大などに伴いスクールバスに路線バスが  
活用されたり、特別支援学校におけるスクールバスへの配慮が必要だったり、様々な形態があ  
ります。

また、一方で、保育士不足の現場では、人員投入が前提の対策強化や車両の安全基準の強化  
は負担が大きく、行政による財政的支援が必要であることも指摘されています。

こうした様々な点から、送迎バス等についての問題点を明確にし、国にその改善を求めてい  
くべきと考えております。

よって、本意見書についてはまだまだ検討の余地があると考え、市民クラブは提出に反対す

るものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、以上で反対討論を終わります。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。10番山本伸子議員。

〔10番山本伸子議員登壇〕

○10番 山本伸子 議員 意見書案第7号、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書案の反対討論です。

まず初めに申し上げたいのは、不妊治療という生殖技術がもたらした問題は、技術だけにとどまるものではなく、社会の問題であり、生殖補助医療が存在し、その利用が拡大している状況下で、いかなる社会を築き、制度を設けていくのかがしっかり議論され、検討されてこそ、新しい医療技術が新たな可能性を開くことができると考えます。よって、令和2年第4回定例会で提出された不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書に、私は反対をいたしました。

日本では、2020年末に生殖補助医療に関する法律が制定され、2021年から施行されていますが、この法律には具体的な規制や制度は定められておりません。生殖は個人の社会権や自由権に関わる一方で、倫理・道徳に関わるとされており、生殖技術が医療として提供されるならば、指針を設け、どんな技術なら使ってよいのか、もし規制されるべき生殖技術があるなら、その理由は何なのかを明らかにすることが必要です。

しかし、精子や卵子バンクの運営や情報管理、代理出産の法的位置づけなども定まっておらず、課題として残っていることが多くあり、その一つが出自を知る権利です。2020年に定めた法律では、出自を知る権利を認めると、精子や卵子の提供者が減るという理由で検討は先送りされました。生まれてきた人、つまり子供という当事者の権利が保障されないままに生殖技術が使われていっていいのだろうかという疑問が残ります。

そして、何より女性として思うことは、この不妊治療の保険適用が少子化対策の名目で検討されてきましたが、子供を望んでもなかなかできない人にとって、不妊治療をするのは国の少子化対策のためではありません。不妊治療は少子化対策の枠組みではなく、先ほども出ましたリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ、つまり女性の性と生殖に関する健康と権利の枠組みの中でなされるべきであり、生殖補助医療への費用助成だけではなく、様々な情報と選択肢を準備し、どちらの選択をしても安全であること、医療サポートがあること、またはその医療を選択しないと決めても、それが尊重され、必要な支援が行われることです。

子供が欲しいという願いが、医療や国家プロジェクトへと連なる道筋の上に検討されるものでないのは明白です。生殖技術の進歩が、女性の生活や人生を豊かにする選択肢を必ずしも広

げているとは思えず、親になろうとする人の自己決定、自己責任に委ねられている現状を鑑み、今回の意見書案には反対をいたします。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

---

午前11時23分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号ないし議案第28号の7件、決議案第3号の1件、意見書案第4号ないし意見書案第8号の5件について順次採決いたします。

初めに、議案第22号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、和解について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第3号、ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、決議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。



次に、意見書案第4号、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、決議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、意見書案第6号は原案が否決をされました。

次に、意見書案第7号、高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立少数であります。よって、意見書案第7号は原案が否決をされました。

次に、意見書案第8号、保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立多数であります。よって、意見書案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議員提出議案第1号及び日程第15、議員提出議案第2号の2件を一括議題といたします。

議員提出議案第1号 牛久市監査委員条例の一部を改正する条例について

議員提出議案第2号 牛久市長の調査等の対象となる法人を定める条例について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 それでは、議員提出議案第1号、牛久市監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し述べます。

平成29年地方自治法第196条の改正により、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされ、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会として監査機能に特化していくという考え方もあることから、議会選出の監査委員について検討を行ってまいりました。

改正の主な内容について申し上げます。議員のうちから選任する監査委員は、選任しない内容に改めるものであります。

本条例の改正は、令和5年4月30日から適用したいと存じますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議員提出議案第2号、牛久市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例につきまして、提案理由を申し述べます。

平成23年地方自治法施行令第152条の改正により、長の調査権の対象となる法人等として、当該普通地方公共団体が資本金等4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができることとされ、検討を行ってまいりました。

主な内容について申し上げます。地方自治法第221条第3項の規定による調査等の対象となる法人を定め、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般社団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、牛久都市開発株式会社とするものであります。

本条例は、公布の日から適用したいと存じますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号について順次質疑を許します。

まず、議員提出議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について順次採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議題の一覧において、種別名、発議の表示は議員提出議案を意味しています。御承知おきください。

初めに、議員提出議案第1号、牛久市監査委員条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

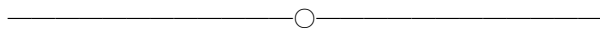
○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、牛久市長の調査等の対象となる法人を定める条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

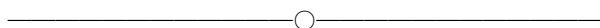
○杉森弘之 議長 本案は、教育文化常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドボックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第17、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

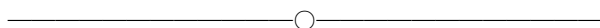
○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第18、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドボックスに登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和4年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時44分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 市 川 圭 一

署名議員 長 田 麻 美